



2006年9月30日 No. 9

Okamoto & Company International Accounting Office / Hanato Tax Accountant Office

## 社会保険制度の改正

健康保険の制度改正が2006年秋より続々と実施されていくことになっています。将来にわたり医療保険制度を持続可能なものにしていくための見直しとされています。団塊の世代が定年を迎える2007年頃からの高齢者人口の急増にともない、増加の一途をたどる医療費の問題や年金財政を補うための制度改正であり、何とか少子化を食い止めようとする策でもあります。ここでは、2006年9月、10月、2007年4月からの主な改正についてお知らせいたします。

### 2006年9月より

- 厚生年金保険料率が改定され、事業主、社員各々7.321%の保険料を負担することになります。

### 2006年10月より

- 70歳以上の現役なみに所得がある者の負担割合を現行の2割から3割へアップ
- 70歳以上の入院患者(療養病床)は医療費の自己負担に加えて食費・居住費の負担化
- 高額療養費の自己負担限度額の引き上げ
- 出産育児一時金を30万円から35万円へ引上げ
- 埋葬料を一律5万円に引き下げ

### 2007年4月より

- 傷病手当金・出産手当金を標準報酬日額の60%から日額の3分の2に見直し(給付率アップ)。
- 3歳児から小学校入学前の子供に対する医療費負担割合を3割から2割に減額。
- 任意継続被保険者の傷病手当金・出産手当金の支給の廃止。
- 資格喪失後の出産手当金の支給廃止(退職後6ヶ月以内の出産に対する給付の廃止)。
- 標準報酬月額の上限を4等級増やして1210千円まで、下限を同じく4等級増で58千円からに見直し、等級は47等級に。上限の変更は保険料の増収のために、下限の変更は、パート収入者の加入を促進するためと推測される。
- 健康保険標準賞与額の上限設定を現行の1回200万円から年間540万円に。
- 離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の分割が認められる。

## 男女雇用機会均等法の一部改正

2006年6月、改正男女雇用機会均等法が可決成立し、女性であることを理由とする差別から性別を理由とする差別の禁止に改められ、罰則も強化されました。2007年4月から施行され、募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年及び解雇について、性別を理由とする差別的取り扱いが禁止となりました。また、セクシャルハラスメント対策が事業主の雇用管理上の義務となりました。セクハラを放置していると事業主の責任となります。これからの就業規則の見直しの際には、この点にも留意すべきであると思われます。

## 社会保障協定

2005年10月に日米社会保障協定が発効し、5年以内の駐在なら、自国での社会保障制度の適用証明書を提出することにより、互いの国の制度加入が免除されるようになりました。また、米国年金と日本の年金が通算されることとなり、両国の年金期間を合わせて10年あれば米国の年金が、25年あれば日米それぞれの年金が支給されます。同様の協定がフランス、ベルギーとも締結されており、今年度中には発効する予定です。カナダについては、内容、発効についてもまだ公表される段階まで達してはいない模様です。

### これまでの日本の取り組み(平成18年3月現在)

ドイツ	平成10年4月署名	平成12年2月発効
イギリス	平成12年2月署名	平成13年2月発効
韓国	平成16年2月署名	平成17年4月発効
アメリカ	平成16年2月署名	平成17年10月発効
ベルギー	平成17年2月署名	発効に向け準備中
フランス	平成17年2月署名	発効に向け準備中
カナダ	平成18年2月署名	発効に向け準備中
オーストラリア	現在交渉中	
オランダ	現在交渉中	

### 社会保障協定の内容

協定相手国	二重加入防止の対象となる制度	年金加入期間の通算措置
ドイツ	日:年金制度 独:年金制度	あり
イギリス	日:年金制度 英:年金制度	なし
韓国	日:年金制度 韓:年金制度	なし
アメリカ	日:年金・医療保険制度 米:年金・医療保険制度	あり
ベルギー	日:年金・医療保険制度 白:年金・医療保険・労災保険・雇用保険制度	あり
フランス	日:年金・医療保険制度 仏:年金・医療保険・労災保険制度	あり

## 新サービスのご案内

### HR サポート

人事関連書類整備を皮切りにコンプライアンスの強い企業環境を目指しませんか？

新しく HR Team より人事関連書類の整備状況をレポートするサービスをスタート致します。人事関係書類には、会社が作成し保存する義務があるものが多岐にわたります。ご希望の会社には、初年度に「人事関連書類のチェックシート」を無料で配布いたします。貴社で現在の書類整備状況を確認する良い機会になれば幸いです。

お申し込み、お問い合わせは下記メールアドレス (HR Team) までお願い致します。  
hrteam@okamoto-co.com

### IT コンプライアンスサポート

この度、弊社 CISA (公認情報システム監査人) により以下のサービスを提供致します。社内 IT 関連の人員を持たない事業所等にコンサルタントとして出向き、調査、対策等の提案や実行サポートなどを行います。

1. データ保持対策サポート  
(不正アクセス防止対策、データバックアップや内部統制サポート)
2. 個人情報保護コンプライアンスサポート  
(Data の Access 権設定や Data 漏洩対策等サポート)
3. 著作権コンプライアンスサポート  
(OS や Application Software の License 管理等のサポート)
4. IT コンプライアンス全般の社内規定策定サポート
5. e-文書法 (電子保存適応文書関連法) 対応サポート

お申し込み、お問い合わせは下記メールアドレス (IT Team) までお願い致します。  
itteam@okamoto-co.com

## 第2回 OfficeManager セミナー開催のご案内

昨年度に引き続き OfficeManager が知っておきたい経理・税務・社会保険の基礎知識とその Update 及び、弁護士事務所から講師の方をお招きし法務、個人情報保護法に対する内容を加えたセミナーを弊社のお客様対象に開催致します。

なお、場所の確保の関係からあらかじめ人数を把握したいと思しますので、出席をご希望される方は10月16日(月)までに下記アドレスにご連絡下さい。

distribution@okamoto-co.com

日時:平成18年10月23日(月)午後1時から6時

場所:弊社研修室

弊社の地図は以下のアドレスを参考にしてください。

<http://www.okamoto-co.co.jp>

### セミナー概要

1. 経理概要と流れ
2. 法務
3. 税務(改正を含む)
4. 社会保険(労働保険を含む)

**(株)オカモトアンドカンパニー国際会計事務所 / 花登博子税理士事務所**  
〒102-0083 東京都千代田区平河町 1-2-10  
平河町第一生命ビルディング  
TEL 03(5276)0900 FAX 03(5276)0950  
<http://www.okamoto-co.co.jp>

*注意* 本ニュースレターの一部あるいは全部について株式会社オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずにいかなる方法においても無断で複写、複製することは禁じられています。